

福祉保健部 マネジメント方針

福祉保健部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 29 年 4 月 1 日

福祉保健部長 山田 幾雄

【基本方針】

少子化、高齢化が進展する中、すべての市民が生涯にわたり心身ともに健康で生きがいを持ち、自立した生活を送りながら社会参画できることが大切です。

そのため、「ふくい」の持つ強みを活かしながら、高齢者、障がい者、子育て世代を地域で支えあう取組を充実させるとともに、一人ひとりが安心して暮らせるように、それぞれの立場に寄り添った諸施策を進めます。

中核市移行に向けた保健所の開設等の準備及び国民健康保険の新制度への移行を遅滞なく進めます。

【組織目標】

- I. 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります
- II. 市民の健康な生活を応援します
- III. 地域包括ケアを推進します
- VII. 保健所整備を推進します

<福祉事務所担当>

- I. 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります
- III. 地域包括ケアを推進します
- IV. 生活困窮者の自立を支援します
- V. 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します
- VI. お互いが支えあう地域社会をつくります

【行動目標】

I. 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります

1 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

妊娠期から子育て期における母親の不安やストレスを軽減し、乳幼児の健やかな成長発達を促すため、支援のスタートである母子健康手帳交付時に保健師等が直接妊婦と面談し、ニーズを踏まえた情報提供や相談等を継続して行います。

また、保健衛生推進員、保健師または助産師が、乳児がいる家庭の訪問を継続し、子育て支援サービスの情報提供や育児支援を行います。

さらに今年度から、母乳マッサージやカウンセリング等の支援が必要な方に助産師による産後ケア訪問を行い、安心して子育てができるようより充実した支援を行います。

妊婦面接相談実施率(※1)	: 72.2% (28年度) → 74.0% (29年度)
乳児家庭訪問実施率(※2)	: 98.6% (28年度) → 98.7% (29年度)

※1 妊婦面接相談実施率

(交付時に保健師等の面接を受けた妊婦数/母子健康手帳交付数)

28年度実績 1,720人/2,383件≒72.2%

29年度目標 交付時に保健師等の面接を受けた妊婦数/母子健康手帳交付数≒74.0%

※2 乳児家庭訪問実施率

(生後4カ月までの乳児家庭の訪問・面接実件数/対象者数)

28年度実績 2,132件/2,163人≒98.6%

29年度目標 生後4カ月までの乳児家庭の訪問・面接実件数/対象者数≒98.7%

II. 市民の健康な生活を応援します

2 健康づくりの推進と生活習慣病の発症予防

健康的な生活習慣の啓発を図るため、「ずっと健康 101（いちまるいち）宣言～プラス 10 分の運動とプラス 1 皿の野菜で健康寿命を伸ばそう～」をキャッチフレーズに健康づくりを推進します。

運動の契機づくりとして「元気体操 21」（※1）を普及します。

また、食事の最初に野菜から食べる「ベジ・ファースト」（※2）を引き続き普及啓発するため、今年度はベジ大使を招きベジレシピコンテストを開催するほか、従業員やその家族がベジ・ファーストに取り組む事業所や、メニューの最初に野菜を提供する店舗等をベジ・ファースト応援事業所として認定するなど、新たな取組を実施し生活習慣病の予防に努めます。

さらに、若い世代からの健康的な生活習慣の定着を図るため、働く世代のための出張健康講座を開催します。

がん検診については、昨年度から胃がんリスク血液検査を導入し、効果的な検診体制に取り組んでいます。今後も様々な機会をとらえてがん検診の重要性を周知すると共に、受診券の個人通知や休日検診の実施など、がん検診を受診しやすい体制を整え、受診者数の増加に努めます。

「元気体操 21」講習会の参加人数：	4,309 人（28 年度）→ 4,500 人（29 年度）
ベジ大使を活用したベジ・ファースト応援事業「わが家のベジレシピコンテスト」の開催：	11 月
ベジ・ファースト応援事業所数	： 20 カ所
出張健康講座	： 14 回
がん検診受診者数	： 54,000 人

※1 元気体操 21

生活習慣病予防や健康づくりを目的に、健康運動指導士とともに保健センターで作成した体操。

※2 ベジ・ファースト

食事の最初に野菜を食べること。血糖値の急激な上昇や食べ過ぎを防ぎ、糖尿病や肥満等の予防効果がある。

3 救急医療の提供

夜間や休日の急な発病等に対応するため、休日急患センター及びこども急患センター（※）を引き続き開設します。

救急医療の提供日数 : 365 日

※ 休日急患センター及びこども急患センター

所在地・・・福井市保健センター東隣

診療科目・・・小児科・内科

診療日、診療時間

小児科 月曜日～土曜日・・・午後7時～午後11時

日曜日、祝日、12月30日～1月3日・・・午前9時～午後11時

内科 土曜日・・・午後7時～午後11時

日曜日、祝日、12月30日～1月3日・・・午前9時～午後11時

4 福井市国民健康保険加入者の健康増進

データヘルス計画等（※1）に基づき、加入者の健康づくりに取り組みます。

特定健康診査（※2）の受診について、文書や電話による受診勧奨の強化を図ります。また、市体育館での健診を2回に増やし、新たに簡易体力測定を実施するとともに広報活動の強化により、受診率の向上に努めます。

特定保健指導（※2）の実施について、個別医療機関による健診実施時の勧奨や未利用者に対する委託機関等からの勧奨、通知による再勧奨により、実施率の向上に努めます。

ジェネリック医薬品（※3）の使用を一層促進するため、ジェネリック医薬品希望シールを配布するとともに、先発薬との差額通知について通知対象薬剤を2品目追加し年6回通知します。

健診の結果や医療情報の分析に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、第2期データヘルス計画等を策定します。

平成30年4月の国民健康保険の都道府県単位化（※4）に向けて、国の動向や県との協議を踏まえ、円滑に移行できるよう準備を進めます。

特定健康診査受診率（※5）	:	29.5%（28年度見込み）→33.0%（29年度）
特定保健指導実施率（初回面接終了者）（※6）	:	26.1%（28年度見込み）→28.0%（29年度）
ジェネリック医薬品使用率（年度平均）（※7）	:	63.3%（28年度見込み）→70.0%（29年度）
第2期データヘルス計画等の策定		

※1 データヘルス計画等

○保健事業実施計画（データヘルス計画）

健診の結果や医療情報を活用し、PDCA（計画、実施、評価、改善）サイクルに沿って効果的かつ効率的に実施する保健事業を定めた計画

本市の策定：平成27年度（計画期間：平成28年度～29年度）

○特定健康診査等実施計画

特定健康診査・特定保健指導について実施方法など基本的な事項を定めた計画

本市の策定：平成24年度（第2期計画期間：平成25年度～29年度）

※2 特定健康診査・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病の予防のため、国民健康保険加入者（40歳から74歳まで）を対象に行う、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査・保健指導

※3 ジェネリック医薬品

特許が切れた医薬品と同等の成分をもつ後発医薬品のことで、先発薬に比べ安価

※4 国民健康保険の都道府県単位化

都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととする制度改革

※5 特定健康診査受診率

$(\text{特定健康診査受診者数} / \text{特定健康診査対象者数})$

29年度目標 $\text{特定健康診査受診者数} / \text{特定健康診査対象者数} \approx 33.0\%$

※6 特定保健指導実施率

$(\text{特定保健指導利用者数} / \text{特定保健指導対象者数})$

29年度目標 $\text{特定保健指導利用者数} / \text{特定保健指導対象者数} \approx 28.0\%$

※7 ジェネリック医薬品利用率

$(\text{後発医薬品の数量} / (\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}))$

29年度目標

$\text{後発医薬品の数量} / (\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}) \approx 70.0\%$

Ⅲ. 地域包括ケアを推進します

5 介護保険に係る給付の適正化

介護を必要とされる方の立場に立った適切な介護サービスが提供されるよう、ケアプラン(※1)の点検を実施するとともに、居宅サービス事業所(※2)の指導を行い、一層の給付の適正化を図ります。

また、地域密着型サービス事業所(※3)については、更にきめ細かい指導を行います。

ケアプランの点検	居宅介護支援事業所(※4)	:	19事業所(28年度)→	20事業所(29年度)
実地指導(※5)の実施	地域密着型サービス事業所	:	37事業所(28年度)→	39事業所(29年度)
	居宅サービス事業所	:	6事業所	
集団指導(※6)の実施		:	1回	

※1 ケアプラン

介護保険制度で要支援・要介護の認定を受けた場合に、本人の心身の状態や生活環境などに配慮し、必要性に応じて利用する介護サービスの種類や回数を定める計画。

※2 居宅サービス事業所

介護や入浴介護、看護、リハビリなど自宅での介護サービスや、日帰りや短期宿泊など施設における介護サービスを提供する事業所。

※3 地域密着型サービス事業所

認知症の人や高齢者が介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で、安心して生活が継続できるよう介護サービスを提供する事業所。市が事業者の指定や監督を行う。

※4 居宅介護支援事業所

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアプランを作成し、介護サービスを提供する事業者との連絡調整を行う事業所。

※5 実地指導

高齢者虐待防止や身体拘束廃止等に関する指導のほか、ケアマネジメントに関する指導、不適切な介護報酬請求防止に関する指導。

※6 集団指導

介護サービス事業者を集め、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や事例等の紹介等を講習方式で行う指導。

VII. 保健所整備を推進します

6 中核市移行に伴う保健所設置準備の推進

平成 31 年 4 月の中核市移行に向けて、保健所の開設準備を加速します。県が実施してきた保健所業務を円滑に引き継ぎ、市民サービスの向上を図ることができるよう、国(厚生労働省)・県等の関係機関と協議し、連携を図りながら、移譲事務の調整や施設整備、システム整備、関連例規整備等の準備を行います。

保健所政令市移行に係る厚生労働省への提出資料の取りまとめ : 11 月

※ 中核市制度

人口 20 万人以上の規模の都市に都道府県の事務や権限の一部を移譲し、住民に身近な市が業務を行うことにより、住民サービスの向上を図ることを目的とする大都市制度の 1 つ。

【行動目標】

I. 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくります

7 教育・保育環境の整備

待機児童 0（ゼロ）の維持のため、公立保育園では幼保連携型認定こども園移行のための増築工事等を行い、私立保育園・幼稚園では認定こども園移行のための増改築等に対して補助します。

また、国の待機児童の新たな定義（※）も念頭に、今後の低年齢児の入園者数および認定こども園移行の状況等を見極めながら、子ども・子育て支援事業計画の見直しを進めます。

安全で快適な保育環境を提供するために、公立保育園等ではトイレの洋式化などの改修工事を行い、私立保育園等では老朽施設の改築等に対して補助します。

待機児童 0（ゼロ）の維持

公立認定こども園化のための改修 : 1 園

私立保育園・幼稚園改築等（補助） : 6 園

※ 待機児童の新たな定義

待機児童の従来の定義では、保護者が育児休業中の場合は待機児童としてカウントされなかったが、国（厚生労働省）の新定義では、入所申請時に保護者の復職意思が確認できた場合は待機児童にカウントされ、平成 30 年度より新定義での公表となる予定である。

8 地域での子育て支援の充実

地域の子育て関係機関及び子育て関連団体と情報交換会を開催するなど、地域の子育て支援ネットワークづくりを進めます。

祖父母の同居・近居率が高いという本市の特長を生かし、孫育て講座の開催や一時預かり施設の利用券を交付することで、祖父母による孫育てを支援します。

子どもを持つ親の孤独感や不安感を緩和し、安心して仕事や子育てに取り組めるよう、はぐくむ book (※1) やはぐくむ.net (※2) により、各種子育て支援事業を周知します。

多様化する保育ニーズに応えるため、「すみずみ子育てサポート事業 (※3)」や「子育て支援拠点事業 (※4)」の開設曜日や利用時間帯の拡充、地域の需要なども考慮したうえで、受入可能施設を増やします。

地域子育て支援情報交換会の開催	: 10回	
孫育て講座の開催	: 9回 (28年度)	→ 10回 (29年度)
はぐくむ.net の閲覧数	: 24,864件 (28年度)	→ 26,000件 (29年度)
すみずみ子育てサポート事業一時預かり施設数	: 9施設 (28年度)	→ 10施設 (29年度)
子育て支援拠点事業の延べ利用者数	: 147,509人 (28年度)	→ 148,000人 (29年度)

※1 はぐくむ book (福井市結婚・子育てガイド「はぐくむ book」)

福井市と㈱サイネックスが共同発行する、結婚・子育てに関する支援制度や相談窓口、施設の情報を1冊にまとめたガイドブック (製作費用は㈱サイネックスが全額負担)

※2 はぐくむ.net (福井市結婚・子育て応援サイト「はぐくむ.net」)

福井市が運営する結婚・子育て情報のポータルサイト

※3 すみずみ子育てサポート事業

一時的に児童 (小学校3年生以下) を養育できない保護者や第1子を出産予定の妊婦が、一時預かりや家事代行等を利用した際の利用料を補助する。

※4 子育て支援拠点事業

子育て中の親子 (概ね4歳未満の児童とその保護者) が気軽に集い、一緒に遊べる場所を提供するとともに、子育て相談や講演会などを開催している。

9 子ども医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、平成 30 年度から実施する中学 3 年生までの子ども医療費の窓口無料化（自己負担分を除く）に向けて、県や市町など関係機関と協議・調整を行いながら準備を進めます。

医療費助成システム改修完了

10 新 児童虐待防止の推進

市民に対し、講演会やパネル展示などを取り入れた親子イベント（こども笑店）（※）を開催することで、虐待の未然防止に関する啓発を行います。

さらに、学校や保育園などの子どもに関わる機関に対し出張講座を実施し、虐待の現状を伝えるとともに、早期発見や早期対応を促します。

親子イベント（こども笑店）の開催 : 1 回
関係機関向け出張講座の実施 : 18 回（28 年度）→ 30 回（29 年度）

※ こども笑店

11 月の児童虐待防止推進月間に併せて行う啓発活動であり、“子どもの笑顔を守ろう”をテーマに開催している本市独自の親子イベントである。こども笑店では、子どもと大人と一緒に楽しめる物づくりや合唱等のイベントを行う他、子育てに関する講演会や虐待の現状を伝えるパネル展示などを行っている。

Ⅲ. 地域包括ケアを推進します

1 1 地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステム（※1）の構築に向け、地域包括ケアビジョンに沿った福井市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（オアシスプラン 2018）を策定します。

また、新たに高齢者の安定した住まいを確保するため、国の地方分権改革提案制度の本市提案により策定可能となった高齢者居住安定確保計画（※2）を上記計画と併せて策定し、まちなか（※3）におけるサービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備等を推進します。

第八次福井市老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定
高齢者居住安定確保計画の策定

※1 地域包括ケアシステム

要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する仕組み。

※2 高齢者居住安定確保計画

「高齢者の居住安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づき策定される計画で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標やその供給の促進に関する事項等を定める。策定は任意で、平成28年8月より、市町村においても策定することができることとなった（従前は都道府県のみ）。

※3 まちなか

福井市都心居住推進プランでまちなか地区と位置付けられた区域

1.2 総合相談体制の充実

医療や介護が必要になっても安心して自分らしい暮らしができるよう、療養生活の場や医療・介護サービス、相談機関などを周知啓発します。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに、高齢者やその家族が気軽に相談できるよう、センターの活動を広く市民に周知します。

センターが医療、介護、保健、福祉などさまざまな相談に適切に対応し支援できるよう、市職員の担当制による各センターの支援・指導等を継続するとともに知識や技術力向上に係る専門的な研修等を実施するなど、市の基幹的機能の更なる強化を図ります。

総合相談延べ件数	:	23,452 件 (28 年度)	→	23,750 件 (29 年度)
総合相談実人数	:	7,399 人 (28 年度)	→	7,470 人 (29 年度)

1.3 社会参加活動を通じた介護予防の推進

各地区敬老事業において、参加者の固定化など各地区共通の課題に適切に対応するとともに、高齢者の関心を高めるための周知活動を更に強化することで、参加者の増加を図ります。

地区敬老事業参加者人数	:	30,493 人 (28 年度)	→	31,200 人 (29 年度)
-------------	---	------------------	---	------------------

1.4 高齢者を支える生活支援体制の構築

県庁所在地の中で、「介護を必要としない前期高齢者の割合 1 位」であることを活かし、元気な高齢者が地域の支え手として活躍し続けることが重要です。

地域における高齢者を含めた住民同士の助け合い活動を推進するため、地域住民のボランティアによって運営される多機能よろず茶屋（※1）において、ひとり暮らし等高齢者の生活支援に取り組む介護サポーター（※2）の登録を推進します。

多機能よろず茶屋で在宅高齢者の生活支援に取り組む介護サポーター登録者数	:	20 人 (28 年度)	→	29 人 (29 年度)
-------------------------------------	---	--------------	---	--------------

※1 多機能よろず茶屋

高齢者が地域で気軽に集まり、体操やレクリエーション等を行ういきいき長寿よろず茶屋に見守りと生活支援を行う活動を追加したもの。

※2 介護サポーター

介護保険施設等での配膳やレクリエーション等の補助や在宅にいるひとり暮らし等高齢者のごみ出し支援など介護サポーターポイント制度の中で活動する 65 歳以上の元気な高齢者。

15 総合的な認知症対策の推進

全国の市町村（県庁所在市）別でトップクラス（※1）の認知症サポーター数を更に拡大するため、子どもから高齢者、職域にいたるまで幅広く認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症の早期発見・診断・対応につなげる体制を整備するため、気軽に認知機能の低下を確認できるチェックリストを普及させるとともに、認知症の専門職で構成する認知症初期集中支援チームの活用を推進します。

市民の認知症への理解を促し、認知症の人や家族を支える意識を高めていくため、認知症ひとり歩き模擬訓練の開催地区を拡大します。

認知症初期集中支援チームが支援した認知症高齢者等の人数（新規の実人数）		
	: 39人（28年度）	→ 43人（29年度）
認知症サポーター数（累計）	: 25,592人（28年度）	→ 30,600人（29年度）
認知症ひとり歩き模擬訓練実施地区（累計）	: 8地区（28年度）	→ 12地区（29年度）

※1 県庁所在市別トップクラス

総人口に占めるキャラバン・メイト（認知症サポーターを養成する講師役）と認知症サポーターの割合が、平成28年12月31日時点で2位

IV. 生活困窮者の自立を支援します

16 社会的・経済的自立の支援

ハローワークの職業紹介と福祉支援業務をワンストップで行う生活困窮者支援総合窓口「愛称：自立サポートセンターよりそい」を開設し、生活困窮者が早期に社会的及び経済的に自立できるよう、よりきめ細やかな支援を行います。

生活困窮者世帯の子ども達に対し、学習支援教室を通して学習習慣の定着を図り、貧困の連鎖を解消するため、学習支援事業を行います。

自立支援プラン作成数	: 22件（28年度）	→ 27件（29年度）
学習教室の開催	: 250回	
被保護者新規就労者数	: 102人（28年度）	→ 115人（29年度）
生活保護世帯の新規経済的自立世帯数	: 62世帯（28年度）	→ 65世帯（29年度）

V. 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します

1.7 相談支援の充実

地域の身近な相談窓口として、新たな相談支援体制を市民および関係機関に周知し、多様な障がいに対する相談支援を充実させていきます。

新たに虐待防止センター及び地域生活支援拠点業務を担う基幹相談支援センター（※1）をはじめ、地区障がい相談支援事業所（※2）や、発達障がい相談支援事業所（※3）が円滑に事業を実施できるよう職員のスキルアップを目的とした研修会等の開催や指導等を行います。

相談支援件数 : 5,570件（28年度）→ 5,980件（29年度）

委託相談支援事業所（※4）に対する研修会等の開催 : 6回

※1 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神の3障がいや支援困難なケース対応など、総合的・専門的な相談支援を行う機関。併せて、地域の相談支援体制の強化、虐待通報の受付や一時保護の実施などの虐待防止センター業務、地域移行・地域定着の促進のための地域生活支援拠点業務、自立支援協議会の運営庶務等の機能をもつ。

※2 地区障がい相談支援事業所

市内を4地区に分け、障がい種別を問わない様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、市や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う事業所（4カ所）

※3 発達障がい相談支援事業所

乳児期だけでなく発達障がいに起因するひきこもり対応を含めた成人期の就労の相談まで一貫した支援を行う発達障がいに関する専門機関。併せて発達障がいの理解促進のための講演会の開催や発達障がいに対応できる人材育成を行う事業所（1カ所）

※4 委託相談支援事業所

基幹相談支援センター、地区障がい相談支援事業所、発達障がい相談支援事業所

18 的確な障がい福祉サービスの推進

障がい児者の生活を支援するため、必要な介護や訓練等の障がい福祉サービスを提供します。

利用者に効果的な障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、サービス等利用計画（※1）の点検を実施するとともに、一層のサービスの質の確保及び適正化を図るため、障がい福祉サービス事業者に対し指導監査を行います。

障がい児者が今後も必要な支援を受けられるよう、平成30年度から32年度までの障がい福祉サービスの必要量等を見込む第5期福井市障がい福祉計画を策定します。

障がい福祉サービス利用延べ人数	:	43,531人（28年度見込み）→46,200人（29年度）
サービス等利用計画の点検	:	8事業所
実地指導（※2）の実施		
指定特定相談支援事業所	:	8事業所
障がい福祉サービス事業所	:	12事業所
集団指導（※3）の実施	:	1回
第5期福井市障がい福祉計画（※4）の策定		

※1 サービス等利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し作成する支援計画

※2 実地指導

障がい福祉サービス事業者等に対し、不適切な給付費請求防止に関する指導
指定特定相談支援事業所等については、指定基準の遵守についても指導

※3 集団指導

障がい福祉サービス事業者を集め、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や事例等の紹介等を行う指導

※4 第5期福井市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条の20の規定に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定。国の基本指針に即した障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標値やサービスごとの必要量の見込みについて定める。

計画期間は平成30年度から32年度までの3年間

19 障がい者の就労支援

障がい者の就労機会や工賃アップにつなげるため、障がい者就労施設等への発注に努めます。

障がい者就労施設で生産された商品を販売するセルフフェアを市民ホールで開催するとともに、多くの市民が障がい者と交流し、障がいへの理解をより深めるため、市の関連イベントでの開催を支援します。

障がい者の自立を支援するため、一般企業への就労を希望する障がい者に対し、企業とのマッチングや就職支援、就職後の定着支援などを行います。

また、障がい者の社会参加、交流を通じた障がい理解促進のため、障スポ関連のスポーツイベントを開催します。

障がい者優先調達額（※1）	: 15,175千円（28年度）→ 16,000千円（29年度）
福井しあわせ元気国体・大会調達額（※2）	: 1,307千円（28年度）→ 2,400千円（29年度）
セルフフェア開催回数（※3）	: 8回（28年度）→ 12回（29年度）
障がい者の一般就労移行支援者数（※4）	: 16人（28年度）→ 28人（29年度）
福井市長杯卓球バレー大会の開催（※5）	

※1 障がい者優先調達額

本市が障がい者就労施設等から調達する物品購入額及び役務契約額

障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体（実行委員会等は含まない）は、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達する努力義務があり、毎年度、調達方針及び実績を公表する。

※2 福井しあわせ元気国体・大会調達額

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会福井市実行委員会が障がい者就労施設等から調達する物品購入額及び役務契約額

※3 セルフフェアの開催回数

市民ホールや市の関連イベントでのセルフフェア開催回数

※4 障がい者の一般就労移行支援者数

障がい者雇用調整員の支援による一般就労移行及び就労定着支援者数

※5 福井市長杯卓球バレー大会

障スポオープン競技のプレ大会的な大会として、初めて福井市主催で開催

20 発達障がい児者支援の充実

幼児期から成人期までの一貫した発達障がい支援のため、発達障がい者相談支援拠点（※1）によるきめ細かな相談支援や人材の育成、関係機関の連携強化を行います。

就学前の気になる子（※2）を早期に発見し適切な療育や支援につなげるため、保育カウンセラーが子育て関連施設（※3）を訪問し、保育士等への専門的な助言、指導を行います。

発達障がい者相談支援拠点の相談件数	: 1,207件（28年度）→ 1,260件（29年度）
発達障がい児者支援の人材育成（※4）者数	: 6人（28年度）→ 11人（29年度）
保育カウンセラー訪問回数	: 263回（28年度）→ 270回（29年度）

※1 発達障がい者相談支援拠点

幼児期から成人期までの支援の継続と充実を図ることを目的に、発達障がいに特化した相談支援の拠点として1カ所整備。幼児期に加え、成人期以降の発達障がい者及び発達障がいに起因するひきこもりの状態にある者等を対象者とし、相談支援の充実を図る。また、発達障がい児者に適切なサービス提供ができる人材の育成も行う。

※2 気になる子

発達障がいなどの中軽度障がい児もしくは重度障がい児以外の児童で、医療機関等の専門機関で障がいの判定は受けていないが、落ち着きがない、集団行動ができない、こだわりが強い、衝動的である等の行動があり、特別な配慮が必要であると保育士等が判断する児童

※3 子育て関連施設

保育園（公立22園、私立16園）、幼稚園（私立11園）、認定こども園（公立4園、私立43園）、子育て支援拠点施設及びすみずみ子育てサポート事業実施施設（18カ所）

※4 発達障がい児者支援の人材育成

障がい福祉サービス事業従事者等が、発達障がい児者に対し適切な相談や助言、サービス提供ができるよう育成するため、発達障がい者相談支援拠点において、講義のほか実習を交えたプログラムを実施する。平成29年度は基礎コースと上級コースの2コースを実施する。

Ⅵ. お互いが支え合う地域社会をつくります

2.1 地域福祉推進の基盤整備

地域福祉の推進役である民生委員児童委員の活動内容を、市政広報での特集記事、ふくチャンネル、ホームページ等で紹介し、認知度の向上に努めるとともに、専門的知識を習得するための研修会を開催しスキルアップを図ります。

また、民生委員児童委員と福祉委員との連携を強化するため、新たに市内の民生委員児童委員と福祉委員が一堂に会した合同研修会を実施します。

民生委員児童委員の訪問回数	: 71,551回(28年度) → 72,000回(29年度)
民生委員児童委員の活動内容の紹介	: 3回
民生委員児童委員の研修会開催数	: 4回
民生委員児童委員・福祉委員合同研修会の開催	: 1回

2.2 社会福祉法人指導監査の実施

法人監事との連携強化を図り、効果的な指導監査を実施し、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に努め、市民への福祉サービス向上を図ります。

なお、指導監査については、厚生労働省の「社会福祉法人指導監査実施要綱」改正に基づき、原則2年に1回から3年に1回となりますが、効率的、重点的な指導を実施します。

指導監査実施数	: 20法人
法人監事に対する研修会の開催	: 1回